

福島市介護保険事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業者における事故等報告 事務取扱要領

第1 目的

この要領は、介護保険法に基づく福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年福島県条例第80号)、福島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年福島市条例第35号)、福島県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成26年福島県条例第96号)、福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年福島県条例第81号)、福島県介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年福島県条例第78号)、福島県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年福島県条例第83号)、福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年福島県条例第82号)、福島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年福島市条例第36号)、福島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成26年福島市条例第50号)、福島市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業(予防訪問介護相当サービス、予防通所介護相当サービス及び介護予防ケアマネジメント)の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱(平成28年3月1日施行)により、事故等が発生した場合の介護保険事業者から本市への報告の手続きについて必要な事項を定めることを目的とする。

第2 報告の対象となる事業者及びサービス

本市への事故等報告の対象となる事業者(以下「各事業者」という。)及びサービスは、次に掲げるとおりとする。

(1) 介護保険事業者

- ア 指定介護保険事業者が行う介護保険サービス
- イ 基準該当サービス事業者が行う介護保険サービス
- ウ 指定通所介護事業者並びに指定地域密着型通所介護事業者、指定認知症対応型通所介護事業者及び指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が行う介護保険外のサービス(宿泊サービス)

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業者

- ア 指定第1号訪問事業者が行う予防訪問介護相当サービス
- イ 指定第1号通所事業者が行う予防通所介護相当サービス
- ウ 指定第1号介護予防支援事業者が行う介護予防ケアマネジメント
- エ 地域包括支援センターが行う介護予防ケアマネジメント

第3 報告の範囲

各事業者は、次に掲げる事故等が発生した場合には、本市に報告を行うものとする。なお、事故等には、事業者側の過失の有無を問わず、送迎・通院等の間に起きた事故を含む。

- (1) 転倒、転落、接触、異食、誤嚥、誤薬、交通事故等の事故であって、医療機関の受診(施設内での

受診を含む)を要する事故が発生した場合

- (2) 利用者が病気等により死亡した場合であって、死亡に至る経過、原因に疑義が生じる可能性や利用者及びその家族(以下「利用者等」という。)とトラブルになる可能性がある場合
- (3) 利用者の徘徊・行方不明等の事故であって、地域包括支援センターや警察等、外部の協力を得て捜索した場合
- (4) 食中毒、インフルエンザ、結核その他の感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に規定するものをいう。以下同じ。)が発生した場合であって、次のいずれかに該当する場合。なお、指定地域密着型介護老人福祉施設事業者にあつては、感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順を定める要綱(平成24年12月27日施行)第8条に規定する報告を市に行った場合は、本項による報告を省略することができるものとする。
 - ア 同一の感染症若しくは食中毒又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が、1週間に2名以上発生した場合
 - イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が、10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合。
 - ウ ア及び前号に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に各事業者が報告を必要と認めた場合
- (5) 預かり金等の紛失・横領、個人情報等の紛失等、職員(従業者)の不祥事又は法令違反等であつて、利用者に損害を与えた場合
- (6) その他各事業者が、市への報告が必要と判断する事故等が発生した場合

第4 報告先

各事業者は、次に掲げる区分により事故等報告を行うものとする。

- (1) 本市の市域内に所在する事業所
 - ア 利用者の保険者が本市である場合には、本市に報告する。
 - イ 利用者の保険者が本市以外である場合には、本市に報告するとともに、保険者である市町村等に報告する。
- (2) 本市の市域外に所在する事業所
利用者の保険者が本市である場合には、本市に報告するとともに、所在市町村に報告する。

第5 報告書

各事業者は、第3に掲げる事象が生じた場合、電話及び電子申請により第1報を本市に報告するものとする。また、事故等が終息した場合には、様式1「事故報告書」もしくは様式2「社会施設等における感染症等終息報告書」(以下「事故等報告書」という)により本市に報告するものとする。ただし、緊急に報告する必要がある場合若しくは本市の市域外に所在する事業所が報告する場合には、事故等報告書に掲げる事項について記載した任意の様式により報告することができる。

第6 報告の手順

各事業者の事故等報告の手順は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 各事業者は、第3(4)以外の事故等発生後速やかに、第一報として、次に掲げる事項について、電話又は文書で報告するものとする。
 - ア 事業所(施設)名
 - イ 報告者職氏名

- ウ 利用者氏名
 - エ 被保険者番号
 - オ 発生日時
 - カ 事故種別
- (2) 各事業者は、第3(4)が発生した場合、速やかに、第一報として、次に掲げる事項について、電話及び電子申請で報告するものとする。
- ア 事業所(施設)名
 - イ 担当者名
 - ウ 電話番号
 - エ 疑われる病名
 - オ 症状
 - カ 初発確認日と発症者数
 - キ 報告時点での発症者数及びその内訳
 - ク 報告時点での重症者数及び死亡者数
 - ケ 嘱託若しくは協力医療機関名
- (3) 各事業者は、事故等処理の終息または一定の区切りがついた時点で、事故等報告書により報告するものとする。
- (4) 各事業者は、事故等処理が長期化すると判断する場合には、事故等発生後概ね1か月以内に、適宜途中経過を文書により報告するものとする。
- (5) 各事業者は、市、事業者、利用者等が事故等の事実関係を共通に把握することができるよう、利用者等に対し、事故等報告書の控えを積極的に開示し、求めに応じて事故等報告書の控えを交付するものとする。

第7 報告に対する市の対応

- (1) 市は、報告された事故等について、適宜事業者への調査及び指導を行うとともに、利用者等への事実確認を行う。なお、事故等報告に係る事業所が本市の市域外に所在している場合、あるいは、事業者への事実確認において必要がある場合は、事業所の所在している市町村と情報提供等の連携を図る。
- (2) 市は、事故等が次に掲げる事由に該当するときは、必要に応じて、次項に規定する事故等対応を行う。
- ア 指定基準等法令違反が事故の原因になっているおそれがある場合
 - イ 職員の不適切な介護(虐待を含む)等により事故等が発生したおそれがある場合
 - ウ 反復して事故等が発生している状況が見受けられる場合
 - エ 不正又は著しく不当な行為等により事故等が発生したおそれがある場合
 - オ 感染症若しくは食中毒等の感染拡大のおそれがある場合
- (3) 事故等対応は、次に掲げるとおりとする。
- ア 介護保険法による立入調査等を実施する。
 - イ 事故等に係る事業者、利用者等から事情を聴取する。
 - ウ 福島県、福島県国民健康保険団体連合会、福島県運営適正化委員会、各事業者及び関係事業者への情報提供を行う。

第8 その他

各事業者は、第3に掲げる事故等を含むすべての事故に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとするものとする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要領施行の際、現に改正前の様式(以下「旧様式」という。)により提出されている書類は、改正後の様式(以下「新様式」という。)により提出されたものとみなす。
- 3 旧様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をして新様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年5月8日から施行する。
- 2 この要領施行の際、現に改正前の様式(以下「旧様式」という。)により提出されている書類は、改正後の様式(以下「新様式」という。)により提出されたものとみなす。
- 3 旧様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をして新様式により作成した用紙として使用することができる。